

■新規セミナー確認テスト■ 通所介護

(問) 以下の事例について、正しいと思われるものには○を、間違っていると思われるものには、 ×を記載してください。		(解答欄)
(1)	指定居宅サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。	(1)
(2)	事業所の運営規程には、虐待の防止のための措置に関する事項を記載する必要がある。	(2)
(3)	事業所ごとに、独立した虐待防止検討委員会を必ず設置しなければならない。	(3)
(4)	指定居宅サービス事業者は、従業員全員に、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければならない。	(4)
(5)	指定居宅サービス事業者は、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。	(5)
(6)	指定居宅サービス事業者は、感染症に係る業務継続計画だけを策定しておけばよい。	(6)
(7)	指定居宅サービス事業者は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置を講じなければならないが、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。	(7)
(8)	管理者は、管理業務に支障がないと認められる場合であっても、当該通所介護事業所と別の敷地にある他の事業所、施設等の職務に従事することはできない。	(8)
(9)	生活相談員に資格要件はない。	(9)
(10)	看護職員は単位ごとに配置しなければならない。	(10)
(11)	通所介護計画を作成した際は、利用者又はその家族から、その内容への同意のサインをもらえば足りるので、説明・交付までは必要ない。	(11)
(12)	通所介護計画には位置づけられていなかったが、効果的な機能訓練となると判断し、近隣の観光地で散歩を行った。	(12)
(13)	月平均で定員を超えなければ定員超過による減算の適用を受けないので、利用定員を超える日があっても特に問題ない。	(13)
(14)	減算が適用されない範囲であれば、人員欠如によりサービス提供を行っても差し支えない。	(14)
(15)	個別機能訓練加算(Ⅰ)口の人員配置は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置である。	(15)
(16)	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロについて、「同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団で行うこと」とされているため、個別対応の場合は算定できない。	(16)
(17)	当日熱があつたので清拭のみにしたが、入浴介助加算は算定できる。	(17)
(18)	サービス提供体制強化加算は、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の全ての算定要件を満たしていてもいずれか一つしか算定できない。	(18)

(問) 以下の事例について、正しいと思われるものには○を、間違っていると思われるものには、×を記載してください。		(解答欄)
(1)	指定居宅サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。 一指定居宅サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいものとされています。	○
(2)	事業所の運営規程には、虐待の防止のための措置に関する事項を記載する必要がある。 一運営規程には、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事象(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容を定めなければならない。	○
(3)	事業所ごとに、独立した虐待防止検討委員会を必ず設置しなければならない。 一虐待防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の配置が必要です。虐待防止検討委員会は、他の会組織と一体的な設置・運営や他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	×
(4)	指定居宅サービス事業者は、従業員全員に、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければならない。 一介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました(令和6年3月31日までは努力義務)。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。	×
(5)	指定居宅サービス事業者は、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 一次のとおり感染症の発生又はまん延防止の措置を講じなければなりません(令和6年3月31日までは努力義務)。 (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	○
(6)	指定居宅サービス事業者は、感染症に係る業務継続計画だけを策定しておけばよい。 一感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定しなければならない。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること、定期的に業務継続計画の見直しを行うことが必要です(いずれも令和6年3月31日までは努力義務)。	×
(7)	指定居宅サービス事業者は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置を講じなければならないが、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。 一パワーハラスメント指針においても、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例が規定されており、介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいとされています。	○
(8)	管理者は、管理業務に支障がないと認められる場合であっても、当該通所介護事業所と別の敷地にある他の事業所、施設等の職務に従事することはできない。 一管理者は、常勤要件があるので、他の場所にある事業所等の業務に従事することはできません。	○
(9)	生活相談員に資格要件はない。 一生活相談員は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は、これらと同程度の能力を有するものである必要があります。神奈川県における生活相談員の資格要件は、平成21年4月1日から次の1～4のいずれかに該当する者に変わります。 1 社会福祉主事任用要件を満たす者(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者) 2 介護福祉士 3 介護支援専門員 4 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数360日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)	×
(10)	看護職員は単位ごとに配置しなければならない。 一指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数と定められています。	○
(11)	通所介護計画を作成した際は、利用者又はその家族から、その内容への同意のサインをもらえば足りるので、説明・交付までは必要ない。 一通所介護計画を作成した際は、利用者又はその家族に対し、説明し同意を得た上で交付しなければならない。内容への同意のサインをもらうだけでなく、説明した日と交付した日がわかるような記録が必要です。	×
(12)	通所介護計画には位置づけられていなかったが、効果的な機能訓練となると判断し、近隣の観光地で散歩を行った。 一通所介護は事業所内でのサービス提供を基本とします。次の要件を備える場合に限り屋外でのサービス提供が可能です。 ①あらかじめ通所介護計画に位置づけがあること ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること(運営の手引き・P24参照)	×
(13)	月平均で定員を超えなければ定員超過による減算の適用を受けないので、利用定員を超える日があっても特に問題ない。 一月平均で利用定員を超えなければ減算にはなりませんが、1日でも定員を超えれば運営基準違反です。定員超過利用の未然防止に努めなければなりません。	×
(14)	減算が適用されない範囲であれば、人員欠知によりサービス提供を行っても差し支えない。 一減算適用の有無は月平均で計算しますが、1日でも人員基準上の必要員数を満たさなければ、人員基準違反です。人員基準欠知の未然防止に努めなければなりません。	×
(15)	個別機能訓練加算(Ⅰ)の人員配置は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を含め1名以上配置である。 一専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を含め1名以上配置していることに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していなければならない。	×
(16)	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロについて、「同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団で行うこと」とされているため、個別対応の場合は算定できない。 一個別機能訓練は、複数の目標を持つ、同様の訓練項目を算定した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して、機能訓練指導員が直接行うことが、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とするとあり、個別対応含む。	×
(17)	当日熱があったので清拭のみにしたが、入浴介助加算は算定できる。 一清拭では、入浴介助加算を算定することはできません。	×
(18)	サービス提供体制強化加算は、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の全ての算定要件を満たしていてもいずれか一つしか算定できない。 一サービス提供体制強化加算は、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の3種類ありますが、全ての算定要件を満たしていてもいずれか一つしか算定することができません。	○

■新規セミナー練習問題■ 通所介護

(問) 下記の設問1～3において、正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×をつけてください。

※利用人数の実績については、定員と同様の人数と仮定する

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

( ○年 7月分) サービス種類 ( 通所介護、第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) )

事業所番号( 1412345678 ) 事業所名( AA通所介護事業所 )

1単位目 定員: 20名 サービス提供日: (月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土・日 サービス提供時間: 6時間 00分

個別機能訓練加算(I)イ: (あり)・なし 個別機能訓練加算(I)ロ: (あり)・(なし) 口腔機能向上加算: (あり)・(なし) 中重度ケア体制加算: (あり)・(なし)  
 認知症加算: (あり)・(なし) 若年性認知症利用者受入加算: (あり)・(なし) 栄養アセスメント・栄養改善体制: (あり)・(なし)  
 科学的介護推進体制加算: (あり)・なし サービス提供体制強化加算: (I)イ・(I)ロ・(II)・(なし) LIFEへの登録: (あり)・なし

職種	勤務形態	資格	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7月の合計
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
管理者	D	—	神奈川 太郎	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
生活相談員	D	実務経験	横浜 太一	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
看護職員	D	看護師	相模原 和子	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
機能訓練指導員	D	理学療法士	横須賀 道雄	3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	54
介護職員	B	—	平塚 まり	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184
	D	—	藤沢 花子	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	92
	D	—	厚木 一郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	92

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間 週 5日 (a) 週 40時間 (b)

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、勤務すべき時間数を記入してください。

2 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

3 職員が兼務する場合(例:管理者と生活相談員、看護職員と機能訓練指導員)には、それぞれの職種で勤務時間を按分し、記入してください

4 生活相談員・看護職員・介護職員の欄が足りないときは、欄を増やして(別の職種の余分な行を削除してその分の行を増やす、2ページに)

5 定員が10名以下で看護職員を配置していない場合は、「看護職員」の欄は削除するか斜線を引いてください。

6 資格欄は、資格が必要な職種(生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・介護職員(サービス提供体制強化加算算定の場合等))のみ記載

【解答欄】

1 管理者は、管理業務に支障がないと認められるときには、常勤でなくてもよい。 [ ]

2 個別機能訓練加算I(イ)を算定する場合、有資格者の個別機能訓練指導員を配置していない火曜日でも算定できる [ ]

3 常勤の介護職員が配置されていれば、生活相談員は非常勤職員でもよい。 [ ]

■新規セミナー練習問題■ 通所介護

解答

(問) 下記の設問1～3において、正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×をつけてください。

※利用人数の実績については、定員と同様の人数と仮定する

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

( ○年 7月分) サービス種類 ( 通所介護、第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) )

事業所番号( 1412345678 ) 事業所名( AA通所介護事業所 )

1単位目 定員: 20名 サービス提供日: (月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土・日 サービス提供時間: 6時間 00分

個別機能訓練加算(I)イ: (あり)・なし 個別機能訓練加算(I)ロ: (あり)・(なし) 口腔機能向上加算: (あり)・(なし) 中重度ケア体制加算: (あり)・(なし)  
 認知症加算: (あり)・(なし) 若年性認知症利用者受入加算: (あり)・(なし) 栄養アセスメント・栄養改善体制: (あり)・(なし)  
 科学的介護推進体制加算: (あり)・なし サービス提供体制強化加算: (I)イ・(I)ロ・(II)・(なし) LIFEへの登録: (あり)・なし

職種	勤務形態	資格	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7月の合計
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
管理者	D	—	神奈川 太郎	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
生活相談員	D	実務経験	横浜 太一	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
看護職員	D	看護師	相模原 和子	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
機能訓練指導員	D	理学療法士	横須賀 道雄	3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	54
介護職員	B	—	平塚 まり	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184
	D	—	藤沢 花子	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	92
	D	—	厚木 一郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	92

管理者は、常勤でなければなりません。

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間 週 5日 (a) 週 40時間 (b)

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、勤務すべき時間数を記入してください。

2 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 (個別機能訓練加算I(イ)を算定する場合、有資格者の機能訓練指導員を配置しなければ算定することは出来ません。)

3 職員が兼務する場合(例:管理者と生活相談員、看護職員と機能訓練指導員)は、兼務する職種の欄を記載してください。

4 生活相談員・看護職員・介護職員の欄が足りないときは、欄を増やして(別のページに)記載してください。

5 定員が10名以下で看護職員を配置していない場合は、「看護職員」の欄は記載不要です。

6 資格欄は、資格が必要な職種(生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・介護職員(サービス提供体制強化加算算定の場合等))のみ記載してください。

【解答欄】

- 1 管理者は、管理業務に支障がないと認められるときには、常勤でなくてもよい。 [ × ]
- 2 個別機能訓練加算I(イ)を算定する場合、有資格者の個別機能訓練指導員を配置していない火曜日でも算定できる [ × ]
- 3 常勤の介護職員が配置されていれば、生活相談員は非常勤職員でもよい。 [ ○ ]

生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければなりません。